

さくら市空家等解体補助金

交付申請の手引き

令和8年4月

栃木県さくら市

《 目 次 》

1. 補助金の概要	1
2. 対象空家等	1
3. 補助の対象者	2
4. 補助対象工事	2
5. 補助金の額	3
6. 提出書類	3
7. 注意点	6
8. 補助金交付等の流れ	7

1. 補助金の概要

市民の生命、身体又は財産に対する被害を防止するとともに、安心・安全な生活環境の保全を目的に、市内の空家等の解体に要する費用の一部を補助するものです。

2. 対象空家等

市内の空き家で、「不良住宅」又は「特定空家等」に該当し、以下の全てに該当するもの。

- (1) 個人が所有する一戸建て住宅（住居の用に供する面積が延べ面積の過半を占める併用住宅を含む。）であること。
- (2) 営利目的の所有でないこと。
- (3) 所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利を有する者から空家等の解体についての同意を得ているものであること。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっているものでないこと。
- (5) 故意に破損させたものでないこと。

3. 補助の対象者

解体工事を実施しようとする者で、以下の全てに該当するもの。

- (1) 空家等の所有者、土地の所有者、又はこれらのものの3親等以内の親族等であること。

※土地・建物の所有者が異なる場合や、共有の場合は、所有者全員の同意が必要です。

- (2) 申請者に国税・市税の滞納がないこと。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

4. 補助対象工事

建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けた市内業者が請け負う空家等の解体工事。ただし、次にいずれかに該当するものは除きます。

- (1) 補助金の交付決定前に着手したもの。
- (2) 他の制度による補助金の交付を受けようとするもの。
- (3) 補助対象空家等の一部のみを解体するもの。
- (4) その他、市長が適当でないと認めるもの。

5. 補助金の額

以下の条件に基づき算定された額となります。

①補助率

解体工事費の2分の1（1,000円未満の端数は切り捨て）

②限度額

50万円

※立地適正化計画の誘導区域内は70万円

6. 提出書類

《 事前調査時 》

- (1) 不良住宅等判定申請書（様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 現況写真（敷地全景及び建物2面以上）

《 交 付 申 請 時 》

1 空家等の所有者が申請する場合

- (1) 交付申請書（様式第3号）
- (2) 空家等の登記事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産税課税明細書の写し又は名寄帳の写し）その他の申請に係る空家等の所有者を証する書類
- (3) 空家等の位置及び現況が確認できる写真
- (4) 解体工事の見積書の写し
- (5) 解体工事の請負業者が建設業法の許可又は建設リサイクルの登録を受けていることを証する書類
- (6) 申請者に係る国税納税証明書（その3 所得税・相続税・贈与税・消費税）及び市税完納証明書
- (7) 空家等と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意を得ていることを証する書類
- (8) 共有の場合は、所有者全員の同意を得ていることを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 土地の所有者が申請する場合

- (1) 1 (1) から (6) までに定める書類
- (2) 空家等の所有者の同意を得ていることを証する書類
- (3) 共有の場合は、所有者全員の同意を得ていることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 空家等又は土地の所有者の親族等が申請する場合

- (1) 1 (1) から (6) までに定める書類
- (2) 戸籍謄本その他の申請者が空家等又は土地の所有者の親族等であることを証する書類
- (3) 空家等の所有者の同意を得ていることを証する書類
- (4) 土地の所有者の同意を得ていることを証する書類
- (5) 相続人の場合は、他の法定代理人の同意を得ていることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

《 完 了 時 》

- (1) 実績報告書（様式第12号）
- (2) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (3) 補助対象工事の完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

7. 注意点

- ・必ず解体工事の前に、市による「事前調査」を受けてください。
(工事着手後や完了後の申請は一切受け付けられません。)
- ・不良住宅等を判定する際に、市職員が現地確認を行います。
- ・調査の結果、不良住宅等に該当しない場合は、補助金の対象外となりますので予めご了承ください。
- ・申請した年度内に解体工事、支払い等を完了の上、実績報告書等を提出してください。
- ・事業内容等を変更する場合は、変更承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を受ける必要があります。
- ・事業を中止する場合は、中止届出書（様式第11号）を提出してください。
- ・解体工事に係るトラブルに関して、市では一切関与できません。

8. 補助金交付等の流れ

